

定住自立圏の形成に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と美瑛町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組の分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、別表第1から別表第3までに定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、別表第1から別表第3までに定める取組を推進するため、これらの表に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに別表第1から別表第3まで及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。

この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、

その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

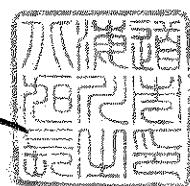
平成26年1月10日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長

西川 将人



上川郡美瑛町本町4丁目6番1号

乙 美瑛町

美瑛町長

沼田



別表第1（第3条関係）

ア 医療

二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、重症救急患者の診療体制を維持確保する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次診療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、応分の経費を負担する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次診療を輪番制で実施するに当たり、応分の経費を負担する。
小児救急医療の連携	取組の内容	圏域内の小児の重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、小児医療における重症救急患者の診療体制を維持確保する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次診療を実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、当該実施医療機関に対し、補助金を支出する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次診療を実施するに当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

イ 福祉

成年後見制度の利用支援体制の充実	取組の内容	圏域内の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の安定に資するため、成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を設置し、圏域における制度の利用支援体制の整備・充実を図る。
	甲の役割	成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を運営し、圏域住民に対し、制度の普及啓発を行うほか、制度の利用に係る相談対応、申立手続の支援、市民後見人の養成等の業務を行う。
	乙の役割	甲の成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関の運営に対し、応分の経費を負担する。

ウ 教育

不登校児童生徒の受入機関の共同利用	取組の内容	圏域の学校教育環境の向上を図るため、甲において、不登校児童生徒の受入れを行う。
	甲の役割	圏域の不登校児童生徒を旭川市適応指導教室に受け入れ、相談、指導、保護者面談等の支援を行う。
	乙の役割	甲が設置、運営する旭川市適応指導教室を活用し、指導員増員等に係る応分の経費を負担する。
図書館相互のネットワーク化	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、各図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙の住民に対し、甲が設置する図書館の利用を認める。

乙の役割	甲の住民に対し、乙が設置する図書館の利用を認め る。
------	-------------------------------

エ その他

防災体制の整備	取組の内容	圏域内の防災体制の連携、充実を図るために、防災計画等の情報を共有し、職員を対象とする合同研修や訓練等を実施する。
	甲の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて連絡調整を行う。 圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。
	乙の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて情報を提供する。 甲が実施する職員の合同研修や訓練等に参加し、応分の経費を負担する。

別表第2（第3条関係）

ア 地域公共交通

地域公共交通確保維持改善事業	取組の内容	圏域内の公共交通の充実を図るために、隣接市町間を結ぶ路線バス等の公共交通について広域による会議を設置し、調査、検討及び調整を行う。 公共交通の確保・維持に向け、利用実態調査、利用者意見の収集、利用促進等に取り組む。 国や北海道と広域的な観点から連携を図るとともに、民間交通事業者等との調整について共同で取り組む。
	甲の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議を運営し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。
	乙の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議に参加し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。

イ 地域内外の住民との交流・移住促進

移住定住の促進	取組の内容	圏域への人口流入を促進するため、ホームページ等による移住定住の情報発信を行うとともに、移住定住の受入体制の充実に向けた調査研究を行う。
	甲の役割	圏域全体の移住定住に関するPR活動等による情報発信を行う。 短期移住や季節移住体験等に対応できるよう調査研究を行う。
	乙の役割	甲と連携し、移住定住情報の共有に向けて取り組む。 豊かな自然、安全安心な食、イベント、農業体験メニュー等に関するPR活動の実施や情報発信について、連携して調査研究を行う。

別表第3（第3条関係）

ア 人材育成等

職員の相互人事交流	取組の内容	圏域内市町職員の資質の向上を図るため、合同研修及び人事交流を実施する。
	甲の役割	職員研修を行う際に、乙に対して当該研修への参加の機会を提供する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。
	乙の役割	甲が実施する職員研修に職員を参加させるとともに、 必要に応じて、費用の一部を負担する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。

